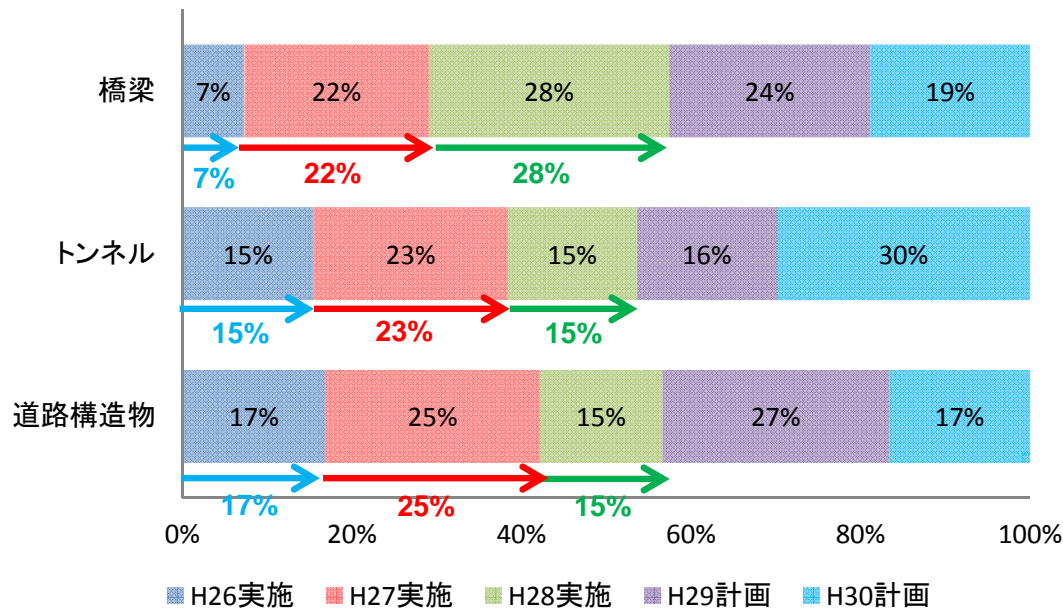


# 平成28年度点検実施速報(全体)

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定
- 平成28年度の点検実施率は、橋梁 約 28%、トンネル 約 15%、道路附属物等 約 15%
- 橋梁については、3カ年で約6割点検完了
- トンネル、道路附属物等は、約6割点検完了

## <5年間の点検計画と平成26・27・28年度の実実施速報>



道路施設	管理施設数	点検実施数			H28 点検実施率
		H26	H27	H28	
橋梁	30,265	2,211	6,616	8,610	28%
トンネル	376	58	86	57	15%
道路附属物等	2,128	362	540	310	15%

注: H29.3月末時点

## <橋梁点検状況(管理者別)>

管理者	管理施設数	点検実施数			H28 点検実施率
		H26	H27	H28	
国土交通省	1,247	319	215	274	22%
高速道路会社	1,299	178	317	163	13%
兵庫県	4,960	143	1,175	1,355	27%
政令市	2,484	78	270	991	40%
市町	20,275	1,350	4,613	5,827	29%
合計	30,265	2,068	6,590	8,610	28%

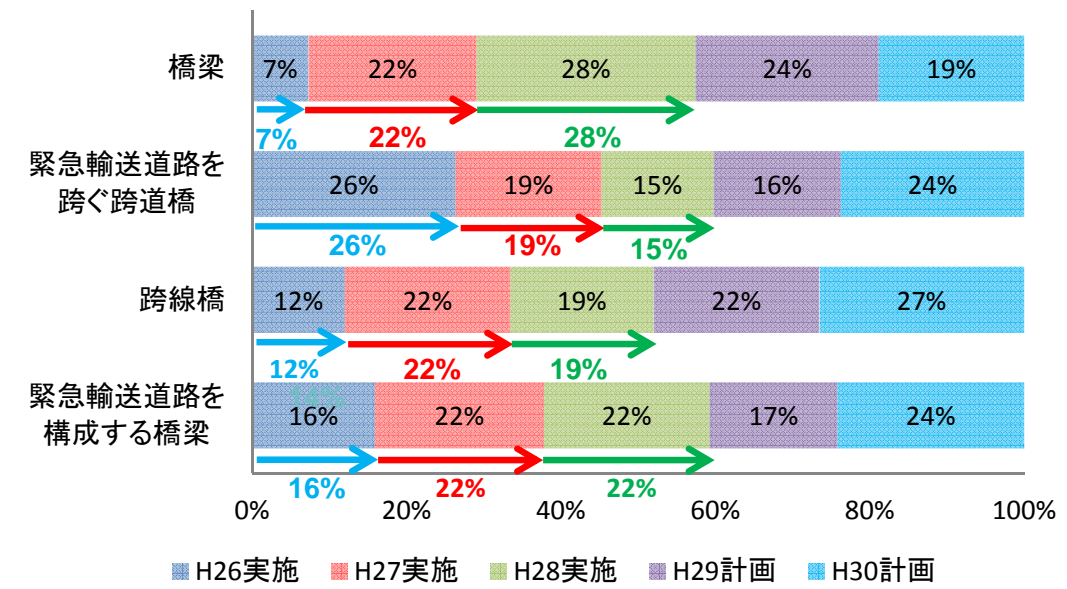
注: H29.3月末時点

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

# 平成28年度点検実施速報(橋梁)

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約15%、跨線橋約20%、緊急輸送道路を構成する橋梁約23%であり、跨線橋以外は約60%程度が点検完了している。跨線橋の進捗が少し遅れている。
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認済み

## <最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26・27・28年度の実実施速報>



	管理施設数	H28 計画点検数	H28 点検実施数	H28 点検実施率
橋梁	30,261	8,149	8,610	28%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	603	104	90	15%
跨線橋	261	53	51	20%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,323	725	976	23%

## <橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

注: H29.3月末時点

※ 点検実施数は、速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

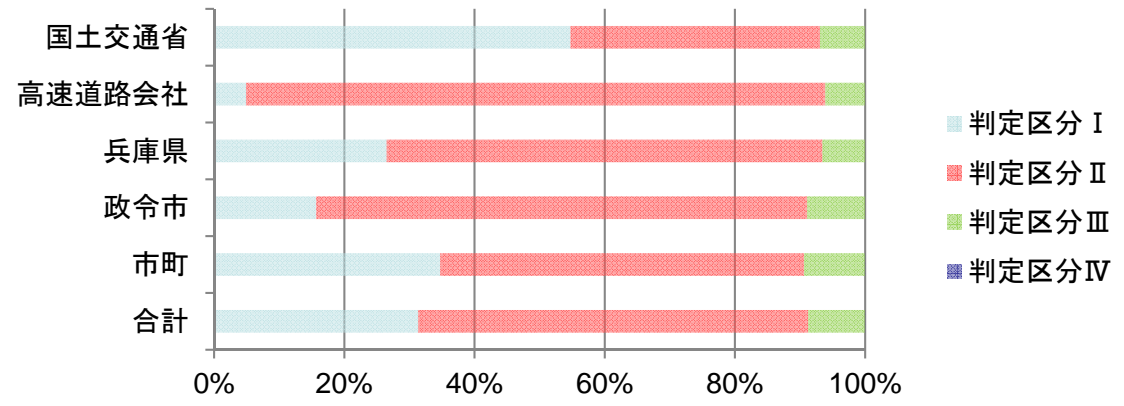
# 平成28年度点検実施速報(橋梁)

○平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 2橋（0%）が該当、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 751橋（9%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 5,149橋（60%）

## <平成28年度管理者別点検速報（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,247	274	150	105	19	0
高速道路会社	1,299	163	8	145	10	0
兵庫県	4,960	1,355	359	907	89	0
政令市	2,484	991	153	736	87	0
市町	20,275	5,827	2,023	3,256	546	2
合計	30,265	8,610	2,693	5,149	751	2

注：H29.3月末時点  
 ※点検実施数は、速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。



### 橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が5割に対して、高速道路会社、市町は1～3割と健全度が低い  
 判定Ⅱ：高速道路会社は約8割、市町は約6割が予防保全段階となっている。  
 判定Ⅲ：国は約1割、県、政令市、市町は国より少ない割合  
 判定Ⅳ：市町での発生がある

# 平成28年度点検実施速報(トンネル)

○平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0%）が該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 6本（10%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 26本（46%）

## <平成28年度管理者別点検速報（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	49	2	0	2	0	0
高速道路会社	132	19	1	16	2	0
兵庫県	117	27	23	2	2	0
政令市	45	0	0	0	0	0
市町	33	9	1	6	2	0
合計	376	57	25	26	6	0

注：H29.3月末時点

※点検実施数は、速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

# 平成28年度点検実施速報(道路附属物等)

○平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0基（0%）が該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 11基（4%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 177基（57%）

## <平成28年度管理者別点検速報（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	443	90	23	61	6	0
高速道路会社	916	197	96	99	2	0
兵庫県	287	0	0	0	0	0
政令市	301	7	0	6	1	0
市町	181	16	3	11	2	0
合計	2,128	310	122	177	11	0

注：H29.3月末時点

※点検実施数は、速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。